

放課後の小学生を サポートします

(学童保育についてのご案内)

岡こども育成健康課 ☎443-2204
各行政サービスセンター担当課
大沢野(細入) ☎467-5830 大山 ☎483-1214
八尾 ☎455-2461 婦中 ☎465-2114

子ども会 ～地域児童健全育成事業～

市が各校区の運営協議会に委託し、放課後の小学校の余裕教室などを利用して、子どもたちに健全な生活の場を提供しています。
※利用料は不要です(おやつ代、材料費などの実費を徴収する場合があります)。

開設場所

市内60カ所
※詳細は、市ホームページ(「子どもの放課後」で検索)をご覧ください。

対象

仕事などにより保護者が昼間家庭にいない小学生

開設時間

放課後からおおむね3時間以上
※地域によって異なります。

申込方法

各子ども会で申込締切日が異なります。

●平成30年4月入学予定の新入生

富山・大沢野・婦中・細入地域在住の方…入学時の説明会や小学校などで配布される申込書をご覧ください。

大山・八尾地域在住の方…保育園、保育所などで配布される申込書をご覧ください。

●在学生

各子ども会に登録が必要です。詳細は、こども育成健康課、各行政サービスセンター担当課に問い合わせてください。

放課後児童クラブ ～放課後児童健全育成事業～

社会福祉法人やNPO法人、ボランティア団体などが、留守家庭の子どもたちに、保護者が帰宅するまでの間、家庭に代わる生活の場を提供しています。※利用料が必要です。

対象

仕事などにより保護者が昼間家庭にいない小学生

申込方法

各クラブに、直接申し込んでください。

開設時間

放課後～19:00、学校休業日は8:00～19:00
※時間を拡大して開設するクラブもあります。

※申込期間は各クラブで異なるため(9月～11月頃)、希望のクラブへ早めに問い合わせてください。

[放課後児童クラブの開設場所]

名称	所在地	電話番号	名称	所在地	電話番号
星様学童保育富山A・B	愛宕町二丁目	090-5170-4088	興南かがやきクラブ	悪王寺	429-4213
しばぞのキッズ	丸の内	471-7456	くらがき学童クラブ	布目旭	411-9887
アフタースクールしみずまち	旭町	482-6661	アフタースクール「ふくふく」	月岡町四丁目	461-7645
		090-8094-7259	東山学童クラブ	吉作	436-6810
かたかご学級	五福9区	433-2622	きららの森	呉羽町	436-2558
こどものいえ	奥田本町	471-6263	どんぐり山学童クラブ	北代	464-6887
おくだっこ学童クラブ	奥田寿町	431-0606	学童 たんぽぽ	水橋花の井町	478-0405
ガンバ村キッズ新庄	新庄町二丁目	442-1534	アドベンチャー上条	水橋専光寺	090-2036-6769
ときわっこ学童クラブ	経堂	090-1636-4753	青い鳥クラブ	上大久保6区	467-0928
わかかさ 新庄さくら・キッズ	新庄銀座二丁目	452-0639	おおさわの学童クラブA・B	上大久保3区	468-1101
わかかさ ひまわり・キッズ	藤木	423-0160	ちゅうおうおひさまクラブ	八木山	468-2656
わかば学童クラブ・はりはら園	針原中町	451-0510	すぎはら学童クラブ	八尾町黒田	455-1888
とよた学童クラブ・みどりの家	米田	437-4140	ポケットキッズG	婦中町速星	090-6272-5008
とよた学童クラブ・そらの家	米田	438-3221	ポケットキッズII	婦中町速星	090-6273-2493
もなみ子どもクラブA・B・C	太郎丸本町二丁目	423-8000	ポケットキッズM	婦中町速星3区	090-8269-0377
わかば学童クラブ・堀川園	堀川町	424-8833	ポケットキッズウサカ・ウサカ2	婦中町下轡田	466-5777
わかかさ もみじ・キッズ	町村	492-6341	羽根新学童	婦中町羽根新	482-2950
わかかさ たいよう・キッズ	町村	492-6341	鶯坂学童ニコニコクラブ	婦中町上田島	466-2321
子どもくらぶ龍学館	町村二丁目	423-5038	婦中もなみ子どもクラブ	婦中町羽根	469-2185
いちい学童クラブ	布市	429-6161	じんぼ どんぐり・キッズ	婦中町上吉川	469-2971
アフタースクール「ノア」	高島町二丁目	437-7081	朝日キッズ	婦中町下条	469-2495



認知症になっても 暮らしやすい地域づくり

図長寿福祉課 ☎443-2150

認知症は誰にでも起こりうる脳の病気であり、現在65歳以上の約7人に1人が認知症で、2025年には約5人に1人が認知症になるといわれています。

地域全体で認知症高齢者を支え合い、安心して生活できるまちを目指しましょう。

～認知症高齢者やその家族をサポートしています～

●認知症サポーター

認知症サポーターとは、認知症について正しく理解し、認知症の人とその家族を見守る応援者です。

講座を受講することで、誰でも認知症サポーターになることができます。

●成年後見制度

「成年後見制度」とは、認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な方が、安心して日常生活を送ることができるように支援する制度です。

援助者は家庭裁判所で選ばれ、本人の意思を尊重しながら、財産管理や契約の代行などを行い、本人の権利を保護します。

身寄りのない方、申立手続きを行うことができない方、経済的な理由で後見人などの報酬を支払うことが困難な方は、ご相談ください。

●認知症高齢者徘徊 SOS 緊急ダイヤル

認知症による徘徊またはそのおそれのある方を事前に登録し、徘徊はいかいに気づいた時に専用ダイヤルに連絡すると、看護師や専門スタッフが24時間365日体制で対応し、協力団体へ情報を配信します。

●認知症高齢者見守りネットワーク

認知症の方やその家族を理解し、地域であたたかく見守る団体や事業所が登録するネットワークです。

「富山市認知症高齢者見守りネットワークステッカー」は、登録している協力団体の目印です。



お近くの地域包括支援センターへ
気軽に相談してください。

～認知症カフェの設立資金を助成します～

図長寿福祉課 ☎443-2150

新たに認知症カフェを設立する事業者などに対し、認知症カフェ設立資金への助成を開始しました。

◆認知症カフェとは

認知症の人や家族、地域の人々、医療・介護の専門職など、誰もが気軽に参加でき、交流や情報交換をする場です。

高齢者の認知症状の悪化予防、その家族の介護負担軽減や、地域での認知症啓発を目的としています。

●対象者

新たに認知症カフェを設立する個人または団体など

●対象経費

認知症カフェの設立に要する経費
(人件費を除く会議費、消耗品費、物品購入費など)

※第1回目のカフェが開催された日が属する年度および、その前年度の2カ年の間に発生したものとします。

※設立前に事前計画書の提出が必要です。要件や手続き・提出書類などについての詳細は、問い合わせてください。